

料金収入で支えられている下水道事業の経営
～令和4年4月から下水道料金を改定します～

1 下水道使用料金の改定について

本市の下水道使用料金は、4町合併により料金を統一（平成 22 年8月）して以降、消費税の増税以外では改定することなく現行料金を据え置いてまいりました。しかし、今後下水道を維持していくとともに健全な経営を行うために使用料を改定します。

皆様には、ご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

2 下水道事業経営の状況

下水道事業は、企業としての経済性を発揮することを目的に平成 30 年度から地方公営企業会計を導入し独立採算制の原則の基、経営に必要な施設整備や維持管理などの費用は、主に皆さまからいただく下水道使用料で賄うこととなりました。しかし、下に示しますように令和2年度の決算状況では、下水道施設の維持管理に伴う収益的収支では、使用料収入のほか一般会計が負担する繰入金のうち、財源不足となる 0.9 億円（基準外繰入金）が無ければ事業経営ができません。また、下水道施設の建設・改良などの工事に伴う資本的収支につきましても、企業債の借入や内部留保資金充当分のほか一般会計が負担する繰入金のうち、財源不足となる 3.2 億円（基準外繰入金）が無ければ事業経営ができない状況にあります。

○令和2年度 決算状況

☆収益的収支

収入合計 23.1億円	使用料収入	その他	長期前受金戻入	基準内繰入金	基準外繰入金
	6.0	1.0	7.5	7.7	0.9
実支出合計 20.4億円	維持管理費	支払利息	減価償却費		積立金
	4.9	2.8	12.7		2.7

☆資本的収支

実収入合計 11.9億円	企業債	その他	基準内繰入金	基準外繰入金	内部留保資金
	5.7	1.1	1.9	3.2	7.7
支出合計 19.6億円	建設改良費	企業債償還金			
	2.7	16.9			

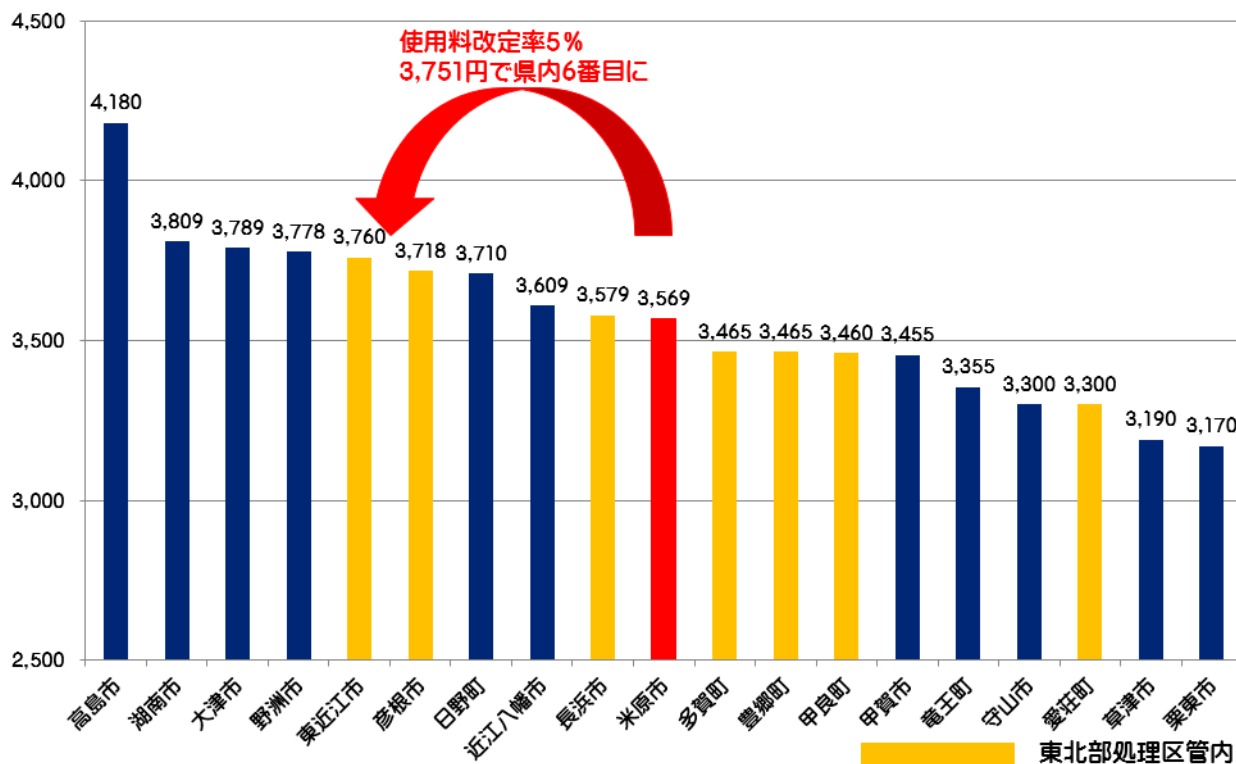
用語の解説

- ・基準内繰入金：一般会計が本来負担すべき経費を、総務省の繰出し基準に基づき一般会計から繰り出されるお金
- ・基準外繰入金：下水道事業会計の財源不足を補填するため、一般会計から繰り出されるお金
- ・長期前受金戻入：固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したもので、現金を伴わない収益金
- ・減価償却費：時間がたつことにより資産の価値が減少する金額を費用として計上するもの
- ・維持管理費：人件費および物件費（電気代等の動力費、施設の補修費、委託費等）
- ・企業債：下水道事業で借り入れたお金
- ・内部留保資金：現金の支出を伴わない積立金など、内部に残る資金
- ・積立金（当年度純利益）：当年度純利益を議会の議決を経て積立金として積み立て、補填財源となるお金

- ・建設改良費：将来に渡って使う下水道管や処理場施設の整備・改良に使うお金
- ・その他：国庫補助金、受益者負担金など

○滋賀県19市町の下水道使用料金（使用水量25m³当たり）

本市下水道使用料金は、滋賀県内19市町中10番目ですが、改定後は6番目になります。



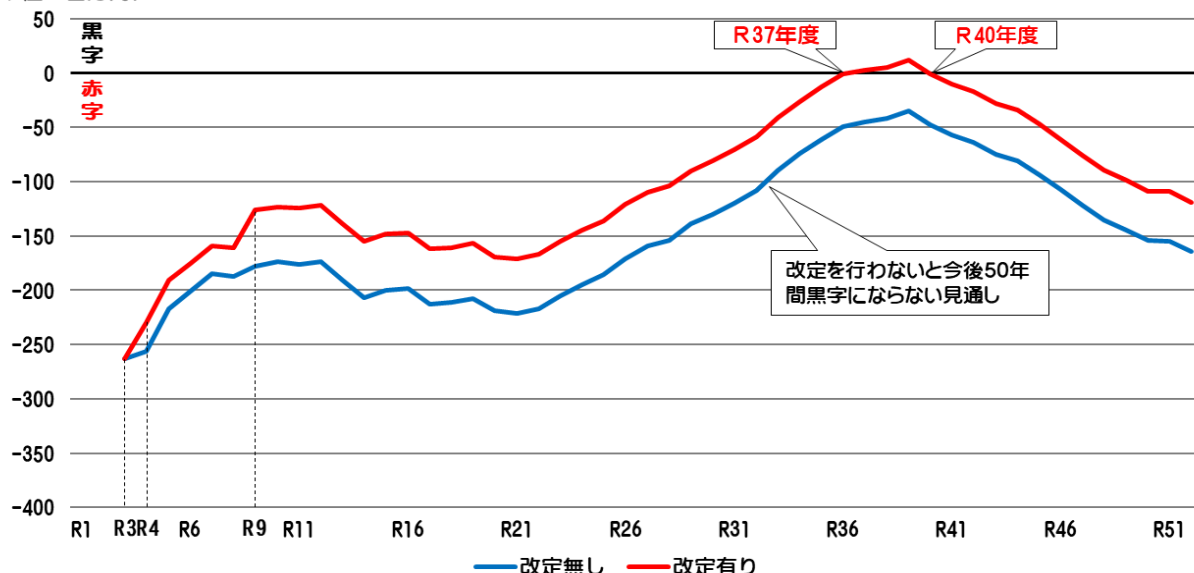
3 下水道使用料の改定率について

下水道事業経営の状況を改善するために、農業集落排水を公共下水道に接続するなどの経費の削減に努めていますが、まだまだ市からの繰入金なしで経営を成り立たせることができず、健全な経営とは言えない状況が続くこととなります。

今回の使用料改定は、向こう50年間で一度は黒字に転換することを目標に考え、10%の増額改定を目指しています。しかし、現在の経済状況を踏まえ下水道利用者様の急な負担とならないよう、二段階方式を採用し、令和4年4月から現行より5%の増額改定を行い、今後の経営状況を見定め適切な時期に5%から現行より10%に移行します。しかしながら、10%の増額だけでは、将来において安定した事業経営は行えず、さらに20%まで段階的に増額改定することも検討していきます。

○向こう 50 年間の収支状況

(単位：百万円)



(このグラフは、令和8年度までが現行より改定率5%増、令和9年度から現行より改定率 10% 増で示しています。)

4 料金表について

現行の下水道使用料が、下表のとおり新料金単価に変わります。

○下水道使用料金単価【市内全域】

(税込み)

区分		汚水量	現行料金単価		新料金単価	
一般排水	基本料金	0~10 ^{m³}	1,342.0円		1,408.0円	
	超過料金	11~30 ^{m³}	1	148.5円	1	156.2円
		31~50 ^{m³}	m ³	159.5円	m ³	167.2円
		51~100 ^{m³}	当	170.5円	当	179.3円
		101~750 ^{m³}	た	181.5円	た	191.4円
特定排水	751 ^{m³} 以上	り	231.0円	り	243.1円	

○新料金の計算例

一般排水で1か月に 25m³使用した場合

基本使用料金 1,408円	+	基本使用量を超えた分 (11~30 ^{m³})単価 156.2円 × 15 ^{m³} = 2,343円	= 3,751円 (税込み)
-------------------------	---	---	-----------------------

○現行の使用料金と比較した場合

一般排水で1か月に 25m³使用した場合

(税込み)

区分	現行の使用料金	改定後の使用料金	差額
一般排水	3,569円	3,751円	182円

5 新料金の反映時期について

令和4年4月使用分から新料金が適用になりますが、下水道使用料金は水道の使用水量を基に算定しています。このことから、下表のとおり 2 か月に一度の検針により得られた水道の使用水量を下水道使用料に反映できるのが2か月遅れとなりますので、山東、伊吹、米原地域については**6月請求分**から、近江地域については、長浜水道企業団から使用水量データを取得するため反映が3か月遅れとなりますので、**7月請求分**から新料金になります。

○新料金徴収スケジュール

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
山東地域 伊吹地域 米原地域		◎ 検針	◎ 検針	◎ 検針	◎ 検針	◎ 検針	◎ 検針
		3月・4月使用分		旧料金 3月使用分	新料金 4月使用分	新料金 5月使用分	新料金 6月使用分
近江地域			◎ 検針	◎ 検針	◎ 検針	◎ 検針	◎ 検針
			4月・5月使用分		旧料金 3月使用分	新料金 4月使用分	新料金 5月使用分